

重要事項等説明書

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、費用・利益保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

1. 費用・利益保険の概要

1 費用・利益保険の概要

■費用・利益保険は、普通保険約款、特約条項、追加条項等に定める偶然な事故によって被保険者（事業主）が被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。詳しくは、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご覧ください。

2 お支払いする保険金

■保険の種類によって、異なります。詳しくは、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご覧ください。

2. 保険期間

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間および保険責任の開始時間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3. 保険金額の設定

■保険金額は、実際の損害額に基づきお支払いする保険金の限度額（支払限度額）です。損害額が保険金額を超えた場合でも、お支払いする保険金は保険金額が限度となります。また、保険金は定額で支払われるものではありません。よって、保険金額はこの保険のご加入の目的に応じて、妥当な金額をご設定ください。

4. 保険料

■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方法についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項を付帯した場合を除いて、ご契約と同時に支払ください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

■分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかったり、保険契約が解除される場合があります。

■保険料をお支払いの際は、特定の特約条項を付帯した場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。

5. 告知義務・通知義務

1 告知義務（ご契約締結における注意事項）

(1) 保険契約者または被保険者の方は、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
<告知事項>

■保険契約申込書および付属別紙の記載事項すべて

※保険契約申込書および付属別紙にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

- ①被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②損保ジャパンが、保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項

2 通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 次のような場合には、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

■保険契約申込書および付属別紙書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンから的重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

（※）保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

(3) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除することができます。

6. 解約と解約返れい金

■ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. 免責金額(自己負担額)の設定

■保険契約によっては、免責金額(以下、自己負担額といいます。)や縮小支払割合が設定されることがあります。ご契約の際には、ご契約者の自己負担額や縮小支払割合について、保険契約申込書または保険証券添付約款にて十分にご確認ください。

8. 保険契約申込書の記載事項等の確認

- 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更のお申し出をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

9. 保険金をお支払いできない主な場合

■この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。

【普通保険約款で保険金がお支払いできない主な場合】

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②保険金を受け取るべき者またはその法定代理人(保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関を言います。)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥保険証券記載の担保地域以外で発生した事故

10. 事故が起こった場合

- (1)事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがありますので、ご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、委任状など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書など
③ 損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	売上高等営業状況を示す帳簿、決算資料、支出を免れた経常費の内訳資料、修理工程表、修理見積書、領収書、写真など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書など
⑤ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書など
⑥ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(注1)事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

(3)保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

11. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

12. 保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

13. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、
保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、または
これらの者から提供を受けることがあること。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協
会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこ
れらの者から提供を受けることがあること。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等
に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があるこ
と。

④損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う
商品等の案内または提供を行うことがあること。
なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規
則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパンの個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等について損保ジャパン
公式ウェブサイトをご覧ください。

14. その他ご注意いただきたいこと

■保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過して
も保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の
対象なりません。

15. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかげ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの相談・苦情 ・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金
サービス課へお取次ぎさせていただく場
合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

＜受付時間＞
平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

＜公式ウェブサイトアドレス＞
<http://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決 できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関で
ある一般社団法人日本損害保険協会と手
続実施基本契約を締結しています。損保
ジャパンとの間で問題を解決できない場合
は、一般社団法人日本損害保険協会に解
決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」】

0570-022808
ナビダイヤル
<通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用
ください。

＜受付時間＞

平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせて
いただきます。)
詳しく述べ、一般社団法人日本損害保険協会
のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

●事故が起った場合

事故が起った場合は、ただちに
損保ジャパンまたは取扱代理店ま
でご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下
記事故サポートセンターへご連絡
ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞
平日：午後5時～翌日午前9時
土日祝日：24時間
(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン
または取扱代理店までご連絡ください。